

会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書

「独立行政法人における食事手当等の現金の支給について」

平成20年12月

会計検査院

本報告書は、独立行政法人において、行政のスリム化・効率化を一層徹底するために人件費の削減や見直しに取り組むことや、職員給与の支給を含めて適正かつ効率的にその業務を運営することが求められていることから、職員の給与が独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）の規定の趣旨を踏まえて社会一般の情勢等に適合したものになっているかなどについて検査を実施した結果、食事手当等の現金の支給について、

ア 独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の5独立行政法人において改善の処置が執られたこと、
イ 独立行政法人国民生活センター、独立行政法人科学技術振興機構及び独立行政法人都市再生機構の3独立行政法人の各理事長に改善の処置を要求したこと
から、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第30条の2の規定に基づき、会計検査院長から衆議院議長、参議院議長及び内閣総理大臣に対して報告するものである。

なお、本報告事項については、

ア 上記5独立行政法人に係る事項は、会計検査院が今後作成することとなる「平成20年度決算検査報告」において、「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」として、
イ 上記3独立行政法人の各理事長に改善の処置を要求した事項は、「平成20年度決算検査報告」において、「意見を表示し又は処置を要求した事項」として、それぞれ掲記されるものである。

平成20年12月
会計検査院

目次

1	独立行政法人における職員給与の概要	1
2	検査の結果	2
	(検査の観点、着眼点、対象及び方法)	2
	(検査の結果)	2
	(改善を必要とする事態)	4
	(発生原因)	4
3	5独立行政法人が講じた改善の処置	4
4	3独立行政法人に対して会計検査院が要求する改善の処置	4

別紙 1

職員に対する給与の支給に当たり、食事手当等の現金の支給を廃止するよう改善 させたもの	7
---	---

別紙 2

職員に対する食事手当の現金の支給について(独立行政法人国民生活センター)	11
職員に対する食事補助等の現金の支給について(独立行政法人科学技術振興機構)	13
職員に対する昼食費補助の現金の支給について(独立行政法人都市再生機構)	15

独立行政法人における食事手当等の現金の支給について

科 目	経常費用
部 局 等	(1) 独立行政法人国民生活センター (2) 独立行政法人科学技術振興機構 (3) 独立行政法人農畜産業振興機構 (4) 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (5) 独立行政法人日本貿易振興機構 (6) 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 (7) 独立行政法人中小企業基盤整備機構 (8) 独立行政法人都市再生機構
食事手当等の現金の支給の概要	上記の8独立行政法人において職員に昼食代等として現金を毎月支給しているもの
上記の8独立行政法人における食事手当等の現金の支給額及び支給期間	(1) 4947万円（平成15年10月～20年9月） (2) 1121万円（平成15年10月～20年9月） (3) 5974万円（平成15年10月～20年9月） (4) 2億9839万円（平成15年10月～20年9月） (5) 3億2507万円（平成15年10月～20年9月） (6) 1億3664万円（平成16年 2月～20年9月） (7) 2億7982万円（平成16年 7月～20年9月） (8) 1億3720万円（平成16年 7月～20年9月） 計 12億9754万円

1 独立行政法人における職員給与の概要

独立行政法人は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第3条の規定により、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならないとされている。

（注）

そして、独立行政法人のうち特定独立行政法人以外の法人の職員給与の支給基準については、通則法第63条第3項の規定により、当該独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものになるように定められなければならないとされて

いる。

また、行政のスリム化・効率化を一層徹底するために、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月閣議決定）において、独立行政法人の事業運営の効率化に関する措置の一環として、主務大臣は国家公務員と比べて給与水準の高い法人に対して社会的に理解が得られる水準とするよう要請するほか、独立行政法人は人件費総額について着実に削減に取り組むことが求められている。

（注） 特定独立行政法人 役員及び職員に国家公務員の身分が与えられている独立行政法人

2 検査の結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

会計検査院は、経済性等の観点から、各独立行政法人の職員に対する給与が、社会一般の情勢に適合したものとなっているか、また、国家公務員の給与の動向を考慮したものとなっているかなどに着眼して、すべての独立行政法人（20年4月1日現在における101法人）を対象として、給与の支給状況に係る調書を徴することにより検査を行った。

その結果、給与の内容について更に詳細に把握する必要があると認められた特定独立行政法人以外の法人である独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）、独立行政法人科学技術振興機構（以下「科学技術振興機構」という。）、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「農畜産業振興機構」という。）、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「新エネルギー・産業技術総合開発機構」という。）、独立行政法人日本貿易振興機構（以下「日本貿易振興機構」という。）、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「石油天然ガス・金属鉱物資源機構」という。）、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小企業基盤整備機構」という。）及び独立行政法人都市再生機構（以下「都市再生機構」という。）の8独立行政法人（以下「8独立行政法人」という。）において会計実地検査を行い、給与台帳、給与明細書等の関係書類により検査した。

（検査の結果）

検査したところ、8独立行政法人が、特殊法人等から独立行政法人に移行した15年10月（石油天然ガス・金属鉱物資源機構については16年2月。中小企業基盤整備機構及び都市再生機構については16年7月。以下同じ。）から20年9月までの間に、職員に対して支給した給与において、次のような事態が見受けられた。

すなわち、8独立行政法人は、全部又は一部の職員に対して、職員に支払う基本給、諸手当等のほか、次表のとおり、その職員給与に係る内規に定めるなどして食事手当等の名称で月ごとに一定額を現金で支給していた。そして、8独立行政法人における15年10月から20年9月までの間における食事手当等の支給額の合計は12億9754万円となっていた。

また、8独立行政法人が公表している職員の給与の支給水準はいずれも国家公務員の給与水準と比べて高くなっていた。

表 8独立行政法人における食事手当等の現金の支給状況

法人名	手当等の名称	支給月額	平成15年10月から20年9月までの間の支給額の合計 注(1)
国民生活センター	食事手当	7,300円	4947万円
科学技術振興機構	食事補助	6,750円(管理職) 9,150円(非管理職)	1121万円
	支所手当	3,600円	
農畜産業振興機構	食事手当	4,900円(管理職) 5,600円(非管理職)	5974万円
新エネルギー・産業技術総合開発機構	食堂施設利用代	7,000円	2億9839万円
日本貿易振興機構	食事補助	5,500円(管理職) 7,100円(非管理職)	3億2507万円
	福祉費	5,500円(管理職) 7,100円(非管理職)	
	住宅費補助	27,000円(支給限度額)	
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	食事手当	7,000円	1億3664万円
中小企業基盤整備機構	食事費用補助費	7,150円	2億7982万円
都市再生機構	昼食費補助	2,000円又は2,500円	注(2) 1億3720万円
計			12億9754万円

注(1) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構は平成16年2月から20年9月までの間の、また、中小企業基盤整備機構及び都市再生機構は16年7月から20年9月まで間の支給額の合計である。

注(2) 都市再生機構の支給額合計のうち16年度の昼食費補助に係る支給額は、16年度昼食費補助の総額に16年7月の昼食費補助の額に対する現金支給額の割合を乗じて得た額である。また、17年度の昼食費補助に係る支給額は、17年度昼食費補助の総額に17年4月の昼食費補助の額に対する現金支給額の割合を乗じて得た額である。

上記の食事手当等について、8独立行政法人は、特殊法人等であったときから引き続

き、職員の福利厚生のために昼食代等として現金を支給しているものであるとしている。

しかし、20年9月時点において食事手当等の現金を支給しているのは上記の8独立行政法人のみで、それ以外の93独立行政法人は、独立行政法人への移行時には既にこれを支給していなかったり、その後廃止していたりなどしている状況となっている。また、国においても食事手当等の現金の支給は行われていない。

(改善を必要とする事態)

このように、8独立行政法人が独立行政法人への移行時及び移行後において、食事手当等の現金の支給について、通則法の規定の趣旨を踏まえて社会一般の情勢に適合したものであるかなどの検討を十分に行わないままこれを支給し続けている事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、8独立行政法人において、給与の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものとする検討が十分でなかったこと、大多数の独立行政法人等においては食事手当等と同種の現金を支給していないことについての調査・検討が十分でなかったことなどによると認められる。

3 5独立行政法人が講じた改善の処置

上記についての会計検査院の指摘に基づき、農畜産業振興機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構、日本貿易振興機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構及び中小企業基盤整備機構の5独立行政法人は、職員に対する食事手当等の現金の支給について、20年9月から11月までの間に内規を廃止するなどして、それ以降はこれを支給しないこととする処置を講じた。

その内容は、別紙1のとおりである。

4 3独立行政法人に対して会計検査院が要求する改善の処置

独立行政法人に対しては、今後も引き続き、行政のスリム化・効率化を一層徹底するために人件費の削減や見直しに取り組むことや職員給与の支給を含めて適正かつ効率的にその業務を運営することが求められている。

については、国民生活センター、科学技術振興機構及び都市再生機構の3独立行政法人においては、職員に対する食事手当等の現金の支給について、通則法の規定の趣旨を踏まえて支給の適否等を十分に検討することにより、食事手当等に係る内規を廃止するなどするよう、20年12月17日に、上記3独立行政法人の各理事長に、会計検査院法第36条

の規定により改善の処置を要求した。

その本文は、別紙2のとおりである。

上記の改善を必要とする事態を8独立行政法人別に示すと、次のとおりである。

法人名	支給期間	節減できたと認められる食事手当等の現金の支給額
(1) 国民生活センター	15年10月～20年9月	4947万円
(2) 科学技術振興機構	15年10月～20年9月	1121万円
(3) 農畜産業振興機構	15年10月～20年9月	5974万円
(4) 新エネルギー・産業技術総合開発機構	15年10月～20年9月	2億9839万円
(5) 日本貿易振興機構	15年10月～20年9月	3億2507万円
(6) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構	16年2月～20年9月	1億3664万円
(7) 中小企業基盤整備機構	16年7月～20年9月	2億7982万円
(8) 都市再生機構	16年7月～20年9月	1億3720万円
計		12億9754万円

別紙 1

職員に対する給与の支給に当たり、食事手当等の現金の支給を廃止するよう改善させたもの

科 目	経常費用
部 局 等	(1) 独立行政法人農畜産業振興機構 (2) 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (3) 独立行政法人日本貿易振興機構 (4) 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 (5) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
食事手当等の現金の支給の概要	上記の5独立行政法人において職員に昼食代等として現金を毎月支給しているもの
上記の5独立行政法人における食事手当等の現金の支給額及び支給期間	(1) 5974万円(平成15年10月～20年9月) (2) 2億9839万円(平成15年10月～20年9月) (3) 3億2507万円(平成15年10月～20年9月) (4) 1億3664万円(平成16年 2月～20年9月) (5) 2億7982万円(平成16年 7月～20年9月)

1 独立行政法人における職員給与の概要

独立行政法人は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第3条の規定により、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならないとされている。

（注）
そして、独立行政法人のうち特定独立行政法人以外の法人の職員給与の支給基準については、通則法第63条第3項の規定により、当該独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものになるように定められなければならないとされている。

また、行政のスリム化・効率化を一層徹底するために、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月閣議決定）において、独立行政法人の事業運営の効率化に関する措置の一環として、主務大臣は国家公務員と比べて給与水準の高い法人に対して社会的に理解が得られる水準とするよう要請するほか、独立行政法人は人件費総額について着実に削

減に取り組むことが求められている。

(注) 特定独立行政法人 役員及び職員に国家公務員の身分が与えられてい
る独立行政法人

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

会計検査院は、経済性等の観点から、各独立行政法人の職員に対する給与が、社会一般の情勢に適合したものとなっているか、また、国家公務員の給与の動向を考慮したものとなっているかなどに着眼して、特定独立行政法人以外の法人である独立行政法人農畜産業振興機構(以下「農畜産業振興機構」という。)、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「新エネルギー・産業技術総合開発機構」という。)、独立行政法人日本貿易振興機構(以下「日本貿易振興機構」という。)、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(以下「石油天然ガス・金属鉱物資源機構」という。))及び独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小企業基盤整備機構」という。))の5独立行政法人(以下「5独立行政法人」という。))において会計実地検査を行い、給与台帳、給与明細書等の関係書類により検査した。

(検査の結果)

検査したところ、5独立行政法人が、特殊法人等から独立行政法人に移行した15年10月(石油天然ガス・金属鉱物資源機構については16年2月。中小企業基盤整備機構については16年7月。以下同じ。)から20年9月までの間に、職員に対して支給した給与において、次のような事態が見受けられた。

すなわち、5独立行政法人は、全部又は一部の職員に対して、職員に支払う基本給、諸手当等のほか、その職員給与に係る内規に定めるなどして食事手当等の名称で月ごとに一定額を現金で支給しており、15年10月から20年9月までの間における支給月額、食事手当等の支給額等は次表のとおりとなっていた。

また、5独立行政法人が公表している職員の給与の支給水準はいずれも国家公務員の給与水準と比べて高くなっていた。

表 5独立行政法人における食事手当等の現金の支給状況

法人名	手当等の名称	支給月額	平成15年10月から 20年9月までの間 の支給額の合計
農畜産業振興機構	食事手当	4,900円(管理職) 5,600円(非管理職)	5974万円
新エネルギー・産業 技術総合開発機構	食堂施設利用代	7,000円	2億9839万円
日本貿易振興機構	食事補助	5,500円(管理職) 7,100円(非管理職)	3億2507万円
	福祉費	5,500円(管理職) 7,100円(非管理職)	
	住宅費補助	27,000円 (支給限度額)	
石油天然ガス・ 金属鉱物資源機構	食事手当	7,000円	1億3664万円
中小企業基盤 整備機構	食事費用補助費	7,150円	2億7982万円

(注) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構は平成16年2月から20年9月までの間の、また、中小企業基盤整備機構は16年7月から20年9月までの間の支給額の合計である。

上記の食事手当等について、5独立行政法人は、特殊法人等であったときから引き続き、職員の福利厚生のために昼食代等として支給しているものであるとしていた。

しかし、このような食事手当等の現金の支給は、5独立行政法人以外の大多数の独立行政法人においては、独立行政法人への移行時には既に支給していなかったり、その後廃止していたりなどしている状況となっている。また、国においても食事手当等の現金の支給は行われていない。

このように、5独立行政法人が食事手当等の現金の支給について、通則法の規定の趣旨を踏まえて社会一般の情勢に適合したものであるかなどの検討を十分に行わないまま現在もこれを支給し続けている事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められた。

(節減できた食事手当等の現金の支給額)

前記のとおり、5独立行政法人において職員に対して食事手当等を支給しないこととすると、15年10月から20年9月までの間において、農畜産業振興機構で5974万円、新エネルギー・産業技術総合開発機構で2億9839万円、日本貿易振興機構で3億2507万円、石油天然ガス・金属鉱物資源機構で1億3664万円、中小企業基盤整備機構で2億7982万円が、それぞれ節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、5独立行政法人において、給与の支給の基準を社

会一般の情勢に適合したものとする検討が十分でなかったこと、大多数の独立行政法人等においては食事手当等と同種の現金を支給していないことについての調査・検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての会計検査院の指摘に基づき、5独立行政法人は、職員に対する食事手当等の現金の支給について、20年9月から11月までの間に内規を廃止するなどして、それ以降はこれを支給しないこととする処置を講じた。

職員に対する食事手当の現金の支給について

(平成20年12月17日付け 独立行政法人国民生活センター理事長あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 職員給与の概要

独立行政法人は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第3条の規定により、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならないとされている。

そして、貴センター(平成15年9月30日以前は国民生活センター)のような
(注) 特定独立行政法人以外の法人の職員給与の支給基準については、通則法第63条第3項の規定により、当該独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したのものになるように定められなければならないとされている。

また、行政のスリム化・効率化を一層徹底するために、独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月閣議決定)において、独立行政法人の事業運営の効率化に関する措置の一環として、主務大臣は国家公務員と比べて給与水準の高い法人に対して社会的に理解が得られる水準とするよう要請するほか、独立行政法人は人件費総額について着実に削減に取り組むことが求められている。

(注) 特定独立行政法人 役員及び職員に国家公務員の身分が与えられている
独立行政法人

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、貴センターの職員に対する給与が、社会一般の情勢に適合したものとなっているか、また、国家公務員の給与の動向を考慮したものとなっているかなどに着眼して、貴センターにおいて会計実地検査を行い、給与台帳、給与明細書等の関係書類により検査した。

(検査の結果)

検査したところ、貴センターが、特殊法人から独立行政法人に移行した15年10月から20年9月までの間に職員に対して支給した給与において、次のような事態が見受けられ

た。

すなわち、貴センターはすべての職員に対して、職員に支払う基本給及び諸手当のほか、その職員給与に係る内規に定めて食事手当として月ごとに1人当たり7,300円を現金で支給しており、15年10月から20年9月までの食事手当の支給額は計4947万円となっていた。また、貴センターが公表している職員の給与の支給水準は国家公務員の給与水準と比べて高くなっていた。

上記の食事手当について、貴センターは、特殊法人であったときから引き続き、職員の健康と福祉を確保することを目的として昼食代として支給しているものであるとしている。

しかし、このような食事手当の現金の支給は、貴センター以外の大多数の独立行政法人においては、独立行政法人への移行時には既に支給していなかったり、その後廃止していたりなどしている状況となっている。また、国においても食事手当等の現金の支給は行われていない。

(改善を必要とする事態)

このように、貴センターが食事手当の現金の支給について、通則法の規定の趣旨を踏まえて社会一般の情勢に適合したものであるかなどの検討を十分に行わないまま現在もこれを支給し続けている事態は適切とは認められず、改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴センターにおいて、給与の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものとする検討が十分でなかったこと、大多数の独立行政法人等においては食事手当等と同種の現金を支給していないことについての調査・検討が十分でなかったことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

貴センターは、今後も引き続き、行政のスリム化・効率化を一層徹底するために人件費の削減や見直しに取り組むことや職員給与の支給を含めて適正かつ効率的にその業務を運営することが求められている。

ついては、貴センターにおいては、職員に対する食事手当の現金の支給について、通則法の規定の趣旨を踏まえて支給の適否等を十分に検討することにより、食事手当に係る内規を廃止するなどするよう改善の処置を要求する。

職員に対する食事補助等の現金の支給について

(平成20年12月17日付け 独立行政法人科学技術振興機構理事長あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 職員給与の概要

独立行政法人は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第3条の規定により、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならないとされている。

そして、貴機構（平成15年9月30日以前は科学技術振興事業団）のような特定独立行政法人以外の法人の職員給与の支給基準については、^(注)通則法第63条第3項の規定により、当該独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものになるように定められなければならないとされている。

また、行政のスリム化・効率化を一層徹底するために、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月閣議決定）において、独立行政法人の事業運営の効率化に関する措置の一環として、主務大臣は国家公務員と比べて給与水準の高い法人に対して社会的に理解が得られる水準とするよう要請するほか、独立行政法人は人件費総額について着実に削減に取り組むことが求められている。

(注) 特定独立行政法人 役員及び職員に国家公務員の身分が与えられている
独立行政法人

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、貴機構の職員に対する給与が、社会一般の情勢に適合したものとなっているか、また、国家公務員の給与の動向を考慮したものとなっているかなどに着眼して、貴機構において会計実地検査を行い、給与台帳、給与明細書等の関係書類により検査した。

(検査の結果)

検査したところ、貴機構が、特殊法人から独立行政法人に移行した15年10月から20年9月までの間に職員に対して支給した給与において、次のような事態が見受けられた。

すなわち、貴機構は支所、J S T イノベーションプラザ（19年4月以前は研究成果活

用プラザ)及びJSTイノベーションサテライト(19年4月以前はJSTサテライト)に在勤する職員に対して、職員に支払う本給及び手当のほか、その職員給与に係る内規に定めるなどして食事補助9,150円(ただし管理職については6,750円)及び支所手当3,600円(支所在勤者のみ。また、以下、食事補助と支所手当を合わせて「食事補助等」という。)を現金で支給しており、15年10月から20年9月までの食事補助等の支給額は1121万円となっていた。また、貴機構が公表している職員の給与の支給水準は国家公務員の給与水準と比べて高くなっていた。

上記の食事補助等について、貴機構は、特殊法人であったときから引き続き、地方勤務者の福利厚生の一環として地方勤務者に対して支給しているものであるとしている。

しかし、このような食事補助等の現金の支給は、貴機構以外の大多数の独立行政法人においては、独立行政法人への移行時には既に支給していなかったり、その後廃止していたりなどしている状況となっている。また、国においても食事補助等の現金の支給は行われていない。

(改善を必要とする事態)

このように、貴機構が食事補助等の現金の支給について、通則法の規定の趣旨を踏まえて社会一般の情勢に適合したものであるかなどの検討を十分に行わないまま現在もこれを支給し続けている事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴機構において、給与の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものとする検討が十分でなかったこと、大多数の独立行政法人等においては食事補助等と同種の現金を支給していないことについての調査・検討が十分でなかったことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

貴機構は、今後も引き続き、行政のスリム化・効率化を一層徹底するために人件費の削減や見直しに取り組むことや職員給与の支給を含めて適正かつ効率的にその業務を運営することが求められている。

については、貴機構においては、職員に対する食事補助等の現金の支給について、通則法の規定の趣旨を踏まえて支給の適否等を十分に検討することにより、食事補助等に係る内規を廃止するなどするよう改善の処置を要求する。

職員に対する昼食費補助の現金の支給について

(平成20年12月17日付け 独立行政法人都市再生機構理事長あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 職員給与の概要

独立行政法人は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第3条の規定により、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならないとされている。

（注1）
そして、貴機構(平成16年6月30日以前は都市基盤整備公団)のような特定独立行政法人以外の法人の職員給与の支給基準については、通則法第63条第3項の規定により、当該独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものになるように定められなければならないとされている。

また、行政のスリム化・効率化を一層徹底するために、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月閣議決定）において、独立行政法人の事業運営の効率化に関する措置の一環として、主務大臣は国家公務員と比べて給与水準の高い法人に対して社会的に理解が得られる水準とするよう要請するほか、独立行政法人は人件費総額について着実に削減に取り組むことが求められている。

（注1） 特定独立行政法人 役員及び職員に国家公務員の身分が与えられている
独立行政法人

2 本院の検査結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、経済性等の観点から、貴機構の職員に対する給与が、社会一般の情勢に適合したものとなっているか、また、国家公務員の給与の動向を考慮したものとなっているかなどに着眼して、貴機構において会計実地検査を行い、給与台帳、給与明細書等の関係書類により検査した。

（検査の結果）

検査したところ、貴機構が、特殊法人から独立行政法人に移行した16年7月から20年9月までの間に職員に対して支給した給与において、次のような事態が見受けられた。

すなわち、貴機構は、食堂がある事務所の場合は、当該食堂で利用できる食券を、食

堂のない事務所にあつては、周辺の食堂と利用契約を締結して、契約を締結した食堂で利用できる食券を、職員1人当たり2,000円又は2,500円相当分支給している。しかし、周辺の状況等から食券の支給による昼食費の補助を行うことができない事務所にあつては、職員に支払う本給及び各種手当に加えて、昼食費補助として、月ごとに1人当たり2,000円又は2,500円を現金で支給しており、16年7月から20年9月までのその現金の支給額(注2)は計1億3720万円となつていた。また、貴機構が公表している職員の給与の支給水準は国家公務員の給与水準と比べて高くなつていた。

(注2) 支給額のうち、平成16年度の昼食費補助に係る支給額は、16年度昼食費補助の総額に16年7月の昼食費補助の額に対する現金支給額の割合を乗じて得た額である。また、17年度の昼食費補助に係る支給額は、17年度昼食費補助の総額に17年4月の昼食費補助の額に対する現金支給額の割合を乗じて得た額である。

上記の昼食費補助について、貴機構は、特殊法人であつたときから引き続き、職員の福利厚生の一環として昼食代として支給しているものであるとしている。

しかし、このような昼食費補助の現金の支給は、貴機構以外の大多数の独立行政法人においては、独立行政法人への移行時には既に支給していなかつたり、その後廃止していたりなどしている状況となつている。また、国においても昼食費補助の現金の支給は行われていない。

(改善を必要とする事態)

このように、貴機構が昼食費補助の現金の支給について、通則法の規定の趣旨を踏まえて社会一般の情勢に適合したものであるかなどの検討を十分に行わないまま現在もこれを支給し続けている事態は適切とは認められず、改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴機構において、給与の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものとする検討が十分でなかつたこと、大多数の独立行政法人等においては昼食費補助と同種の現金を支給していないことについての調査・検討が十分でなかつたことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

貴機構は、今後も引き続き、行政のスリム化・効率化を一層徹底するために人件費の削減や見直しに取り組むことや職員給与の支給を含めて適正かつ効率的にその業務を運営することが求められている。

つては、貴機構においては、職員に対する昼食費補助の現金の支給について、通則

法の規定の趣旨を踏まえて支給の適否等を十分に検討することにより、昼食費補助に係る内規を廃止するなどするよう改善の処置を要求する。